

の市長会で、都が建設促進されるよう取り上げていただくよう御努力していただけるのかどうか伺いたします。

御承知のとおり、ことは国際児童年であり、各省の国内施策と、また都道府県、民間団体などの多くの記念事業を行っております。したがって、昭和五十四年度政府予算案によると、関係各省庁が重点施策として、特に推進を図る事項として挙げているものが三千六百七十億円と、前年度の二十百五十億円に対して約七〇%の増となっている。これは一般会計予算の平均伸び率一三%に比べると、かなり大きな伸びとなっております。大変な力の入れようです。総理府を初め外務省、文部省、厚生省、農林水産省、運輸省、労働省、建設省、警察庁の各省庁での、具体的な国際児童年に関する啓発活動及び施策等が企画実施され、ことに厚生省を例に挙げると、厚生省では施設の整備としては児童館、児童センター、記念モデル児童遊園、子供の城、中央子供の国、記念園地の整備等を行おうとしているようです。また都道府県では、総理府からの補助金を受けて実施する事業は言うまでもなく、独自の企画、施設、環境づくりとか、関係団体づくりとか、いろいろ行っ

ているようです。

また、多くの市町村で国際児童年記念行事を企画実施されてのことで、しょう。予算を組んでいるようです。お隣の秋川市でも五十万円組んでいます。か、ことは世界じゅうが子供の幸せづくりでフューバーしているようです。私も本年早々国際児童年に当たり、当市においても何かやるものだと思ひ、手ぐすね引いたわけですが、二〇四、五年の間に、他市に比較しても劣らない、かなりの充実した青少年問題に対する取り組みに対して、市長初め関係当局に深く敬意を表するものでございます。しかしながら、決してこれでいいというわけではありません。施設や環境づくりにさらに御努力をお願いしたいのであります。先ほど述べた厚生省での施設の整備の中でも児童館建設は、当市においても基本計画の中にもありますが、この際、国際児童年を契機として、児童館建設を強く望むものであります。

市長初め関係当局の前向きな答弁を期待し、私の一般質問といたします。

○議長(小林菊三君)

二時まで休憩いたします。

午後一時五十分

休憩

午後二時一分

開議

○議長(小林菊三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

最初一通り申し上げまして、細部につきましては、各担当者からお答え申し上げます。お許しをいただきたいと思います。

最初にボランティアの活動でございますが、多数の方々にボランティアに御加入をいただきまして、御活躍をいただきまして、まことにありがたくお礼申し上げます。と思います。将来拡充すべき福祉の問題につきましては、ボランティアの方々にますますお願いしなければならぬわけでございますので、その保険に對しましては当然のことでございますので、ただいま加入すべく手続中でございます。まことに御座りました不明をおわびする次第でございます。

次に市営住宅でございますが、これは私も御質問のように、できればそうしたいと

いう希望を多く持ったのでございますが、いろいろの事情がございまして、このたびのものにはどうしても組み込むことが困難だということでございます。このたびのものはでございます。まことにこれは残念に思っております。

国民年金の特例納付につきましては、これも誠意あふるるお話をちょうだいいただきまして、私もできればと思う次第でございますが、どうも公平の原則からいってむずかしいという結論でございます。私としては申し上げますにくいわけでございますが、なかなかこれもむずかしい問題ということでございます。

それから青少年問題でございます。東京都の少年の村でございますが、何年も何年も東京都では計画をなされ、場所も十何カ所か候補に挙がったようでございますが、われわれのバックアップもあるいは少なかつたかもしれませんけれども、いまだにできず、また財政の逼迫から、ますます困難視されるような事態でございます。私どもといたしましては、まだ市にそのようなものがございせんので、ぜひひとつ運動をいたしたいと思っておりますが、東京都市長会に對しましてはお取り上げくださるや否やわかりませんが、私どももちろん申し出たいと思っております。運動方につきまして、申し出をしたいと思っておりますが、どうぞ今後ともこの点につ

きましては、御協力をちょうだいしたいと思います。

最後の児童館でございますが、これは私も実は地区会館と複合施設ということであつておりましたので、これも御趣旨に沿わず申しわけないのでございますが、地域につくっております供用施設、地域会館でございますが、地域会館を児童館の機能を併設するよういたしますので、ぜひひとつそれを御利用いただくようをお願いしたいと思います。これも現在のところでございます。将来また財政が豊かになりますれば、別問題でございますが、現在のところは、地区会館でひとつがまんをしていただきたいと考えておるところでございますので、よろしく御納得をいただきたいと思う次第でございます。

以下細部にわたりましては、各担当より御説明を申し上げます。

○福祉部長(森田 猛君) それでは市長にかわりまして、私の方から福祉関係につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず第一点のボランティア活動に関する保険でございますが、先ほど宮沢議員さんから御指摘されたわけでございますが、私の方といたしましても、社会福祉協議会と話を進めまして、ただいま市長が御答弁申し上げたとおり、この保険

に加入すべく手続中でございます。この保険の内容でございますが、いわゆるボランティア本人と相手というふうに分かれるわけでございます。ボランティア自身につきましては、死亡保険、後遺障害保険、医療保険とこの三種類あるわけでございます。一例で申し上げますと、不幸にして亡くなった場合には二百万円支払われるというのと、それから相手方に対しては、いわゆる対人事故、最高一千万円、それから対物事故が百万円と、こういうふうになっているわけでございます。この保険に加入いたしますれば、ある程度の見舞金的なもの、あるいは補償等がかなりできるのではないかと考えております。なお、この保険金額はお説のとおり二百万でございます。このやっておりますのは社会福祉法人でございます。全国社会福祉協議会でございます。おくれ申しわけございませんでしたが、早速ボランティアの組織、人数等もほぼ確定をいたしましたので、加入いたすべく準備中でございます。

二点目の国民年金の特例納付の問題でございますが、この問題につきましては、過去二回、国が特例納付制度を設けたわけでございますが、今回さらに第三回目の特例納付という制度を設けたわけでございます。これが最後だという

ことでございますが、過去に二回あったというようなことで、どうもこの辺がわれわれとしては事務的に進めにくいという点もあるわけでございます。まだ特例納付の時期があるのではないかという疑念もわいてくるわけでございますが、それは別といたしましても、福生といたしましても先ほど言われたとおり、すでに適用されるものが四百十名ばかりおるわけでございます。

それで各市と申ししましても、教市でこの貸付金の問題とあるいは利子補給等の制度が設けられているわけでございますが、二十六市の中では清瀬市が十五万円を限度として貸付金、あとの市は利子補給でございます。内容をそれぞれ私の方で問い合わせたところ、やはりこれらを借りる人が非常に少ないというところでございます。それはいわゆる貸し付けに際してのむずかしさがあるわけでございますけれども、各市でも平均二、三名程度しか借りていないということ、この制度自体が余り芳しくないのではないかと考えられるわけでございます。

そこで、われわれが四百名近くの人の内容等、いろいろつぶさに調べてみたわけでございまして、けれども、過去にも、お宅さんは無年金者になるのだということを、はがき等で何回もお願いをしておるわけでございますが、それに対する反応は全く

とっていいくらいないわけでございます。したがって、われわれ事務をやっている段階では、かけ忘れということは余りないのではないかというふうに考えられるわけでございます。中には、非常に生活条件の苦しい中でも毎月それぞれかけ金を納めているという方もいるということと、それからなお、先ほどのお話の中で、来年の六月が特例納付の期限であるというので、それまで待つというお話であったというところでございますが、これは確かに、私どもの指導方針としてもそういう指導方針をとっております。

すでに六十歳以上の方もその中におるわけでございます。六十歳未満の方が多いわけでございますが、これらの方が一応借り入れなりして市の方に全額納めて、もうえるのはまだ半年先、あるいは一年先という方がおるわけでございます。それ以前にその方が亡くなった場合を考えると、非常にその方にいろいろな不愉快の面を与えるわけでございます。

仮に金融機関から借りたとした場合、本人が亡くなってしまったのでございまして、その間、市とのトラブルは必ず起こるわけでございます。これは国に納める金でございまして、死んでしまったから待つてもらいたいと言っても、これはできないわけ

でございます。そういうふうなトラブルが現に私の方で八月に起こっているわけでございます。これは市が勧めたわけではないのですけれども、納めるなど言っていたのを納めて、二ヵ月分納めて、あと一ヵ月分を対象になる方がポックリ死んでしまったと、これは一銭も戻ってこないというふうな事故があったわけでございます。それでもし金の調達ができましたならば、その間までに何らかの方法でためておきなさい。その期限がきたら一遍に納めた方がいいのではないかという指導をしているわけでございます。

そこで、国がこういう低所得者―納められない方は低所得者という仮定のもとに、世帯更生資金、これの貸し付けをしようということが始まったわけでございます。今年の八月からでございますが、この資金も東京都でも一億七千五百万円で、あるわけでございます。これは社会福祉協議会が窓口になりまして、その下として民生委員さんとやるわけでございます。この社会福祉協議会の中に世帯更生資金貸し付け調査委員会というメンバーがございまして、そこで審査をして貸し付けるということで、利息は年三％、ただし二十五万円を限度額にいたしまして、その納付金額の半額ということになっております。私ももと

いたしましては、せいぜいこの制度を市民にPRをいたして、やっていきたいと考えております。すでに東京都におきましては、都のお知らせで八月に配布済みでございます。それから市といたしましては、九月十五日の発行予定の「広報ふつ」にこの関係を掲載いたしました。PRに努めていきたいと考えているわけでございます。

次に児童館の関係でございますが、これは市長が御説明したとおり、福生としましては地域会館、各小学校に一つとして現在つくっておるわけでございます。内容を見ますと、これらにつきましては、設備は国が示している児童館は三つモデルがあるわけでございますが、一つは小型児童館、これは五十六坪以上、児童センター、これは九十坪以上、三つ目はその他の児童館でございます。福生を無理にこじつけば、その他の児童館に適用されるのではないかという感じがするわけでございます。これは公共性及び永続性を有するものであるというようなことがあります。したがって、福生としては地域会館、先ほど市長が御答弁申し上げたように、逐次これらを見童館的に内容の整備等をいたしまして、それらに向かつていきたいと、こういうふうに考えているわけでございます。

以上簡単でございすけれども、補足の答弁といたします。

○助役（篠崎俊夫君） 私からは、市営住宅に福祉住宅をつくらうかどうかという御質問に対して、お答えを申し上げたいと思います。

市長から、先ほど市営住宅に福祉住宅をつくれという話がございしましたので、ただいま鋭意検討中でございす。それらの中間報告みたいになると思いますが、お聞き取りをいただきたいと思ひます。

福祉住宅というものについては、まず福祉住宅とは一体何かということをはっきりさせなければいけないわけでございす。結局、福祉住宅には母子世帯向け住宅、老人世帯向け住宅、身体障害者世帯向け住宅と、この三つございす。ただ老人世帯向け住宅と母子世帯向け住宅は普通の建物でいいわけでございすから、これを除外すると、身体障害者世帯向け住宅が、狭義の福祉住宅であるということに相なります。

それで身体障害者世帯向け住宅はどういうものかといいますと、これも三つに分かれます。聴覚障害者向け住宅、視覚障害者向け住宅、それから肢体不自由者向け住宅と、この三つになります。ただ、この聴覚障害者向け住宅

と視覚障害者向け住宅は、都の住宅局で聞きますと、大変構造がむずかしいようでございまして、盲の方とかつんぼの方の特殊の光線を入れたり、よく聞こえるようにするとか、大変構造上むずかしいので、都でもつくりたいけれども、現在は都でも聴覚障害者向け住宅と視覚障害者向け住宅は、まだつくっていないようでございす。したがひまして、ここで問題となる福祉住宅は肢体不自由者向け住宅に相なると思ひます。

それで先ほど御質問にございしました身体障害者が三、四百名いるということ、これの実態を調べたのでございす。内部疾患で身体障害者になつてゐるという方が二十名おられまして、視覚障害者―盲の方が約五十名おられまして、言語聴覚障害者が約六十名おられます。そうするとそれが合計百三十人になります。そうしますと、肢体不自由のための障害者は二百五、六十人いるということに相なるわけでございす。それでは二百五、六十名の中に車いすを使つて生活している者が何名いるだろうかということに相なるわけでございす。大体三十名程度であると考えられます。したがひまして、その三十名の車いす使用者に対して、福祉住宅をつくらうということにございす。

それでいろいろと検討してまいったのでございますが、いろいろな隘路もございます。隘路が三つほどございまして、その車いす使用者の約三十人の生活実態調査がまだはつきりしていないということでございます。どの程度一体困っている者が具体的にいるのだろうかということでございます。

それから御承知のように、市営住宅には第一種住宅と第二種住宅がございます。第一種住宅は程度がいい方でございまして、四人家族で年収二百六十三万九千九百九十円以下というのが第一種住宅でございまして、第二種住宅は四人家族で年収二百四十九万九千九百九十円以下となっております。それで今回つくりますのは改築いたしますのは、残念ながらこの第一種住宅の方でございます。都に第一種住宅でもそこまでの収入のない者も入れていいかどうか聞いてみたのでございまして、それはやはり福祉住宅をつくる場合も、年収だけはきちんと公営住宅法で定めるだけの年収がなければいけないという話でございます。したがって、具体的には第一種住宅に一体入れる者が何人くらいいるのだろうかということが、第一点のまだ疑問でございます。

それから福祉住宅となりますと、車いすを使用いたしますので、若干坪

数をふやさなければどうにもならないわけでございます。車いすはやはり約三尺ございまして、そのトイレ、浴室、廊下といったものを、坪数をふやしてつくりませんと、福祉住宅の用をなさないわけでございます。それで坪数をふやすということになるわけでございしますが、その場合に都みたくたくさんつくります場合には、三階にしましてもマッチ箱のようにきちんとできるわけでございます。が、福生のように今回つくりますのは二棟七十二戸、したがって一棟三十六戸ですが、そうすると一階は十二戸でございしますが、ここに福祉住宅の坪数がよけいになったからといって、二階と三階よりも一階だけかはみ出るようなものをつくっても、これもまずいということで、そういった点を慎重にまだ検討しなければいけないということ、それから今回の市営住宅の建てかえは最初でございまして、二棟七十二戸でございしますが、できれば現在の木造市営住宅に入っております人を一人でもよけいにそこに入れて、できればその七十二戸に全部市営住宅居住者が入っていただいて、それで木造住宅を空けていただければ一番いいわけでございしますが、そうなるかならないかはわかりませんが、まだ百二十一世帯木造市営住宅に入っております人がおるのでございます。

そういったいろいろの問題がございまして、残念ながら今回は福祉住宅の建設はなお検討しようということで、残念ながら見送らざるを得ないわけがございしますが、引き続きこの問題について、真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

○十九番(宮沢良一君) 自席で簡単に再質問させていただきます。

ボランティア活動保険については、いま準備中というようなことでございます。準備中というけれども、今回新設というのは大体十一月になると思います。年間三回か四回の届け出ということになっていると思いますから、それは十一月ということで作るということがわかりましたので、これはいいと思います。

次に身障者用住宅でございますが、先ほど助役、市長から、今回は無理だという答弁でございしますが、それならば時期ですね。必ずこの身障者用の住宅を取り入れていただけるのか。その時期になってまた検討中では困るわけです。今回それを、確かな答弁を私は確認しておきたいと思っております。

それから特別納付金について、林田部長の方から答弁がありましたか、何か総体的には、相手がせっかく借金して納めても死んだならば困るので、そっちの方

ばかり心配しているような感じがするわけであって、何とかここでそういう制度があれば、今後このように生活面ではある程度の年金がもらえるのだという、そういう希望がわいてくると思います。その希望さえも打ち消してしまうような発言は遺憾だと思います。やはり福祉に携わる一員として、こういった問題については、ひとつ前向きに検討していただきたい、このように思います。

そして、こういうことに対して国でさえも普通、地方自治からの声が国に響いてくるということが通常でございしますが、今回は逆に国の方から貸すんだというようなことになってまいりました。そういうやはり国としても、このようにすることがいいんだということではございます。したがって、この特別納付金についても、清瀬市は部長が言われたように十五万円でございますけれども、三鷹は確か五十万円です。そのほか三市は利子補給をしているわけでございます。そういったことでせめて利子補給、二分の一国で貸していただいた。あとは銀行から借りれば何とかなる。そういったものには、ぜひひとつ手を貸していただきたいと、このように強く望むものです。もう一遍御検討をお願いしたい。

青少年の村については、市長も積極的に都に働きかけていくという答弁で

でございますので、どうかひとつ請願書も出ているわけでございますので、各市長
会にも今後こういった問題が出てくると思います。そういったときにぜひひとつ
積極的に発言して、進めていってほしいと思います。

児童館については地域の会館を複合していくと、とりあえずそういった形
をとっていくということで、私もぜひいたくは言いません。いずれ最終的には児童
館をつくっていただくという市長の答弁をいただきまして、私はそれを信じて、とり
あえずまずこの児童館ができるまで、地域会館を児童館の機能が十分
果たせるように積極的に進めていっていただきたいと思います。

以上、再質問といたします。

○助役（篠崎俊夫君）

市営住宅の問題につきましては、先ほどお答え
申し上げましたように、いろいろな隘路があるわけでございますが、幸い次
の市営住宅の建設の時期までにはまだ期間がございますので、それらの
隘路をどうやって解決するかを十分検討いたしまして、また議会の方にも御
相談申し上げたいと思います。

○福祉部長（木田 猛君）

それではさらに私の方から御答弁申し上げます。

ボラティアにつきましては早速加入でございます。もう私の方では入れと
いう指示を出しておりますので、予算的には社会福祉事業の方でボラ
ンティア地区活動事業費というのがございますので、仮に百人入っても二万円
と少額でございますので、早速にも入るわけでございます。

国民年金の件でございますが、これは過去私の方でいわゆる未納入者、いわ
ゆる加入漏れでございますが、常に文書で催促しているわけでございます。いつもそれ
に返ってくる返事が二割くらいしか返ってこないわけでございます。それで余り
特例納付の対象貸し付け云々よりも、さらにこの方面に力を入れなければなら
ないということで、毎月市のお知らせには、国民年金の特例納付あるいは年金は
どうなるんだというようなことについて、かなりのスペースを割いて広報しているわけで
ございます。そのおかげもありましたか、現在までにこの特例納付で私の方に金を納
めまして取得した方は三十三名おるわけでございます。なお、五十五年六月、こ
の時期までお待ちしなさいよということは、確かに言っております。先ほどなっ
とお話し申し上げましたが、これの実施が終わりますと、かなり一括して納付の
者があるのではないかというふうに、担当者は言っておるわけでございます。われ

われといたしましても、電話でもPRはしておりますけれども、なかなか反応がないということは事実のようでございます。

なお、国が世帯更生資金、この制度を始めましたので、このPRを兼ねて九月にはしたいというところでございますが、確かに清瀬では十五万円を限度に貸し付け、ほかの方は銀行融資で利子補給という制度、三鷹は先ほど申されましたが、逆に府中市では八月一日に利子補給制度をやめたということもあるわけでございます。これは国の制度加でできたので、そちらに移行してもらうのだということのようでございます。したがって、私どもも利用あるいは廃止するようなことも考えまして、今回の特別納付につきましては、市では利子補給する意向は現在のところございませんので、せいぜい私の方といたしましては、世帯更生資金の利用並びに特別納付期間中の未納者に対しましては、願いを頻繁にやっていきたいということと、それからいろいろな相談、年金相談も街頭相談もかなりやってあるわけでございます。特別対象者にも特別にやったこともあるわけでございますが、できたらそういうこともそのものに相談に特別に応じてやっていきたいと考えております。

○十九番(宮沢良一君)

以上で終わります。

○議長(小林菊三君)

次に十一番原 敏子君。

(十一番原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君)

三項目にわたりまして、私の一般質問をさせていただきます。

と思います。

まず一項目、窓口事務について、福生市は都心のベッドタウンとして団地が建設されてきました。昭和三十八年には熊川団地ができ、四十二年には加美平団地、四十九年に福生団地が建設されております。それぞれの団地は昭島境、羽村境、秋川境というように、市の中心地から離れています。市役所に住民票一つ取りに来るにもバスに乗ったり歩いたりして、交通の便もよくありません。三つの団地の世帯数約二千五百戸、人口も約七千七百名です。これら団地に住んでおられる市民の方々の便を図るために、市役所の窓口事務を団地付近に委託し、サービスすべきではないかと私は思います。五日市町や日の出町ではもう実施されており、町民の皆さんから大変喜ばれていると聞いております。この施策の実施につきまして、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。